

指定有害動植物の選定方法

指定有害動植物は、植物防疫法（昭和25年法律第151条）第22条において、「有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、又は局地的ではなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」と定義される予定（下線部が改正部分）。また、第22条の2において、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針を定めることと、当該指針において、総合防除の内容、発生予察事業の対象とする指定有害動植物とその他発生予察事業に関する事項、異常発生時防除の内容等を定めることとしている。

このことから、上記の条文に基づき、有害動植物について、

①国内における分布が局地的ではないか、又は局地的ではなくなるおそれがあるか

②急激にまん延するか

③農作物に重大な損害を与える傾向があるか

を評価し、その防除につき特別な対策（総合防除、発生予察）を要する指定有害動植物を選定する。

指定有害動植物の具体的な選定方法は以下のとおりだが、その際、平成27年に整理された発生予察事業を行う指定有害動植物の選定方法と異なる点を下線で示す。

1 都道府県における候補

今後、指定有害動植物とすべき病虫害について、各都道府県において、作物と病虫害の組合せで 200種類（前回100種類）を選定するとともに、6項目（①発生頻度、②発生量、③発生地域、④経済的被害、⑤防除回数、⑥予察の重要度）について評価を実施（各項目1～5点）

2 候補の選定

都道府県の報告を取りまとめ、

1）評価点の合計が、300点以上の病虫害

2）各作物の上位3種類の病虫害

3）国としての重要性が高い病虫害（例：現行の指定有害動植物、局地的ではなくなるおそれがあり、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向のある病虫害）

を選抜

3 評価

（1）評価1（国内の分布が局地的ではないか局地的か）

① 評価基準

ア 分布

○	発生の報告がある都道府県が30県以上
△	〃 20県以上
×	〃 20県未満

※ 国へ発生面積等を報告している都道府県の数又は発生予察を実施している都道府県の数

イ 発生面積・被害面積

○	発生面積率 10%以上又は延べ防除面積率 50%以上
△	発生面積率 5%以上又は延べ防除面積率 20%以上
×	発生面積率 5%未満かつ延べ防除面積率 20%未満

② 評価 1 の判定

A	・ ○ 2 個 ・ ○ 1 個、△ 1 個
B	・ ○ 1 個、× 1 個 ・ △ 2 個 ・ △ 1 個、× 1 個
C	・ × 2 個

(2) 評価 2 (急激にまん延するか)

① 評価基準

ア 増殖度

気象条件等による増殖の程度(産卵数、世代数など)を評価する。

○	急速に増殖する
△	増殖する
×	増殖速度にほとんど影響がない

イ 拡散性

害虫の場合は、長距離移動性を評価する。

病気の場合は、孢子、風雨、種子等による伝搬性を評価する。

○	害虫：長距離飛翔(風による移動を含む) 病気：孢子、遊走子、花粉の風による伝搬
△	害虫：短距離飛翔(数100メートル程度) 病気：孢子、遊走子、細菌の雨滴による伝搬、虫媒伝搬
×	害虫：歩行 病気：種子、土壌、線虫、機械、器具等

② 評価 2－1（増殖度）の判定

A	・ アが○
B	・ アが△
C	・ アが×

③ 評価 2－2（増殖度及び拡散性）の判定

A	・ ○ 2 個 ・ ○ 1 個、△ 1 個
B	・ ○ 1 個、× 1 個 ・ △ 2 個 ・ △ 1 個、× 1 個
C	・ × 2 個

（3）評価 3（農作物に重大な損害を与える傾向があるか）

① 評価基準

ア 加害度

農作物の重要性及び被害の様式から、減収又は品質の低下を及ぼす程度について評価する。

○	（ア）、（イ）の積が 10 点以上
△	（ア）、（イ）の積が 5 点以上 10 点未満
×	（ア）、（イ）の積が 5 点未満

（ア）農作物の重要性（※ ウの評価が○の場合＋1 点。ただし、上限を 5 点とする。）

5 点	産出額の合計が <u>1, 000 億円以上</u> （前回 1,500 億円以上）
4 点	〃 <u>500 億円以上</u> （前回 750 億円以上）
3 点	〃 <u>200 億円以上</u> （前回 250 億円以上）
2 点	〃 100 億円以上
1 点	〃 100 億円未満

(イ) 被害の様式

3 点	継続的生産や出荷が一時的であれ不可能になる被害、あるいは、永年性作物の枯死による生産手段の喪失などの被害が報告されている（防除手段としての切り倒し、抜き取りを含む）。
2 点	枯死にいたる例はないが、品質低下を含む明確な被害が報告されている。
1 点	明確な経済的被害の報告はない。

※ イの評価が○であり、かつ害虫は、ウイルス媒介及び薬剤抵抗性の両方が報告されている場合＋1点、病害は、薬剤抵抗性が報告されている場合＋1点。ただし、3点を上限とする。

イ 防除の困難性

ウイルス媒介性、薬剤抵抗性の発達等による防除の困難性を評価する。

○	・ 薬剤抵抗性発生状況調査の結果、フェーズ3※が報告されている ・ 薬剤抵抗性の発達リスクが高いもの ・ ウイルスを媒介し、当該ウイルスによる枯死等の大きな被害が報告されている ・ <u>国内への一部に存在しまん延を警戒する病害虫</u>
△	・ 薬剤抵抗性発生状況調査の結果、フェーズ2※が報告されている ・ 薬剤抵抗性の発達リスクが中のもの ・ ウイルスを媒介するが、当該ウイルスによる枯死等の大きな被害は報告されていない
×	・ 上記以外

※ フェーズとは、農林水産省消費・安全局植物防疫課が実施した薬剤抵抗性の発生状況調査における各都道府県での発生程度。

フェーズ3：薬剤抵抗性が都道府県下で広域に発達。対象農薬の使用について、農家への指導を要する。

フェーズ2：薬剤抵抗性がある程度の面積規模で発達。

フェーズ1：薬剤抵抗性の発達が一部のほ場にとどまっており、農家への指導の必要性は低い。

ウ 国の施策上の重要性

食料・農業・農村基本計画、果樹農業振興特別措置法、野菜生産出荷安定法、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、お茶の振興に関する法律、花きの振興に関する法律等に掲げる農作物における重要性を評価する。

○	当該作物における重要な病害虫である
×	上記以外

② 評価3の判定

A	・アが○ ・アが△、かつイが○
B	上記以外

※ 前回の指定有害動植物の見直し時はこれに加え、農業者の関心のある病害虫を指定有害動植物から落とさないために、農業者等へのアンケートを実施し、評価点に加えていたが、今回は指定有害動植物を増加させる見直しであるため、アンケート調査は実施しない。

4 総合評価

評価1から評価3の判定結果により、総合的に判定する。

○	【指定有害動植物】 ・評価3（農作物への損害）がA、かつ評価1（国内の分布）がA、かつ評価2－1（増殖度）がA又はB ・評価3（農作物への損害）がA、かつ評価2－1（増殖度）がA、かつ評価1（国内の分布）がA、B又は「<u>Cであっても国内の一部に存在しまん延を警戒する病害虫の場合</u>」
◎	【発生予察事業を行う指定有害動植物】 評価3（農作物への損害）がA、かつ評価1（国内の分布）又は評価2－2（増殖度及び拡散性）がAであり、Cがない。
×	上記以外

5 指定有害動植物への指定方法

総合評価が○又は◎となったものについて、作物と病害虫の組合せで指定有害動植物として指定する。ただし、長距離飛翔する広食性の害虫については、害虫の種名（類）のみで指定する。

(参考)

前回の見直し時（平成27年）に整理された指定有害動植物の選定方法と異なる点は、以下の通り。

1. 都道府県における候補

気候変動等の影響による対応すべき病害虫の増加や、指定有害動植物の定義が変わることを受け、都道府県からの候補数は、100種から200種に増加。

2. 候補の選定

都道府県からの候補等に加え、指定有害動植物の定義に追加された、「局地的ではなくなるおそれがあり、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向のある病害虫」を候補として追加。

3. 評価

評価3 ①ア（ア）農作物の重要性

気候変動等の影響による対応すべき病害虫の増加から、作物についても幅広い作物を対象とすべく、対象とする作物の産出額のラインを下げる。

評価3 ①イ防除の困難性

侵入病害虫については、防除対策が確立していないものがあるため、防除の困難性に加点。

4. 総合評価

評価2（急激にまん延するか）のうち拡散性については、総合防除を行うべき病害虫（種苗で感染が広がるサツマイモ基腐病、土壌で感染が広がるジャガイモシロシストセンチュウなど）には関係ないことから、総合防除を行う指定有害動植物については、この拡散性は評価に加味しない。

また、侵入・まん延を警戒する病害虫については、局地的であっても総合防除を行うべき病害虫であることから、評価1（国内での分布）が局地的、Cであっても、対象とする。